

2. 事業者に対する支援など

区分	内容	問い合わせ先
融資に関する こと	<p>市中小企業特別融資(セーフティネット資金) 業歴3カ月以上1年1カ月未満の事業者でも利用できるよう認定基準の運用が緩和されています 【金利】1.0%以内 【限度額】中小企業者、組合3,000万円 【申込方法】市の認定書を添付して、取扱金融機関へ。認定書の申請は産業立地推進課か中小企業支援センターへ</p> <p>●セーフティネット保証4号 【利用条件】新型コロナウイルス感染症の影響を受けて1カ月の売上高などが前年に比べて20%以上減少し、かつ、その後2カ月を含む3カ月間の売上高などが前年に比べ20%以上減少することが見込まれる中小企業者^{など}</p> <p>●セーフティネット保証5号 【利用条件】国が指定する業種に属する事業を行っており、最近3カ月間の売上高などが前年に比べて5%以上減少(※)した中小企業者^{など} ※時限的な運用緩和として、直近の売上高の減少と売上高の見込みを含む3カ月間の売上高などの減少でも可 (例: 4月の売上高などの実績+5月、6月の売上高などの見込み)</p> <p>●危機関連保証 【利用条件】新型コロナウイルス感染症の影響を受けて1カ月の売上高などが前年に比べて15%以上減少し、かつ、その後2カ月を含む3カ月間の売上高などが前年に比べ15%以上減少することが見込まれる中小企業者^{など} (セーフティネット保証とは別枠で保証)</p> <p>市中小企業特別融資(景気対策特別融資) 最近3カ月間の月平均売上高、売上総利益率または営業利益率のいずれかが最近3カ年のいずれかの年の同期の月平均売上高などに比べて10%以上減少している中小企業者などが、事業の資金繰りの円滑化を目的として利用する資金 【金利】1.0%以内 【限度額】中小企業者、組合3,000万円 【申込方法】取扱金融機関へ</p>	<p>市産業立地推進課 ☎504-2241、☎504-2259</p> <p>【取扱金融機関】 商工組合中央金庫、広島銀行、もみじ銀行、山口銀行、中国銀行、山陰合同銀行、西京銀行、広島信用金庫、呉信用金庫、広島市信用組合、広島県信用組合</p>
	<p>県制度融資(新型コロナウイルス感染症対応資金) セーフティネット保証4号・5号および危機関連保証のいずれかの認定を受けた人が必要とする資金 ※一定の売上高などの減少要件を満たす場合、当初3年間実質無利子・信用保証料不要 【金利】3年以内0.8%、5年以内1.0%、10年以内1.2% 【限度額】3,000万円 【申込方法】市の認定書を添付して、取扱金融機関へ</p> <p>●セーフティネット保証4号 利用条件については市中小企業特別融資の場合と同様(前記) /</p>	<p>県経営革新課 ☎513-3321</p> <p>【取扱金融機関】 商工組合中央金庫、広島銀行、もみじ銀行、中国銀行、山口銀行、伊予銀行、四国銀行、西日本シティ銀行、山陰合同銀行、西京銀行、鳥取銀行、百十四銀行、愛媛銀行、香川銀行、トマト銀行、県内の各信用金庫・各信用組合</p>

区分	内容	問い合わせ先
融資に関する こと	<p>●セーフティネット保証5号 利用条件については市中小企業特別融資の場合と同様(前記)</p> <p>●危機関連保証 利用条件については市中小企業特別融資の場合と同様(前記)</p> <p>県緊急対応融資(セーフティネット資金) 業歴3カ月以上1年1カ月未満の事業者でも利用できるよう認定基準の運用が緩和されています 【金利】3年以内0.8%、5年以内1.0%、10年以内1.2% 【限度額】中小企業者8,000万円、組合など1億6000万円 【申込方法】市の認定書を添付して、取扱金融機関へ</p> <p>●セーフティネット保証4号 利用条件については市中小企業特別融資の場合と同様(前記)</p> <p>●セーフティネット保証5号 利用条件については市中小企業特別融資の場合と同様(前記)</p> <p>●危機関連保証 利用条件については市中小企業特別融資の場合と同様(前記)</p> <p>県緊急対応融資(緊急経営基盤強化資金) 最近3カ月間の月平均売上高、売上総利益率または営業利益率のいずれかが前年同期の月平均売上高などに比べて5%以上減少している中小企業者などが、事業の資金繰りの円滑化を目的として利用する資金 【金利】3年以内0.8%、5年以内1.0%、10年以内1.2% 【限度額】中小企業者、組合など4,000万円 【申込方法】取扱金融機関へ</p> <p>日本政策金融公庫新型コロナウイルス感染症特別貸付制度 同感染症の影響を受けて1カ月の売上高が前年または前々年などに比べて5%以上減少した中小企業者など(フリーランスを含む)の必要とする資金</p> <p>●国民生活事業(主に小規模事業者向け) 【金利】1.36%(借入後当初3年間0.46%) 【限度額】6,000万円(借入後当初3年間の利下げの対象となる借入限度額3,000万円) 【申込方法】日本政策金融公庫(国民生活事業)へ</p> <p>●中小企業事業(中小企業向け) 【金利】1.11%(借入後当初3年間0.21%) 【限度額】3億円(借入後当初3年間の利下げの対象となる借入限度額1億円) 【申込方法】日本政策金融公庫(中小企業事業)へ</p>	<p>日本政策金融公庫広島支店 国民生活事業 ☎244-2231 中小企業事業 ☎247-9151</p>